

局所排気装置以外の発散抑制方法の柔軟化・性能要件化
(「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」報告書より)

① 当該発散抑制方法により、気中濃度を一定以下に
できることが確認される



② 気中の化学物質の濃度等が継続的に一定以下となる
ための措置がとられている

- ・ 定期的な監査・パトロールによる維持改善等
- ・ 管理体制の整備
- ・ 専門家の参画(外部人材の活用等)
- ・ 作業環境測定、リアルタイムモニタリング等
- ・ その他



特別規則等で規定された「発散抑制方法」以外の方法の採用が可能